

平成31年度
熊本市制100周年記念人づくり基金
募集案内

申込受付期間〔文化振興課窓口必着〕

※土曜日、日曜日及び祝日を除く

1 前期（4月～9月に開始する研修等を対象）

平成30年12月3日（月）～平成31年2月15日（金）

2 後期（概ね10月～翌3月に開始する研修等を対象）

平成31年5月1日（水）～7月12日（金）

※必要書類を揃えるのに時間がかかる場合がございますので、

お早めにご相談ください。

ご相談は、随時受付しております。

【お問い合わせ先】

熊本市文化振興課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1

TEL:(096)328-2039 FAX:(096)324-4002

E-mail:bunkashinkou@city.kumamoto.lg.jp

熊本市制100周年記念人づくり基金とは

熊本市では、社会の様々な分野で、将来の熊本市のリーダーとしての役割を果たすことができる創造性豊かな人材を育てることを目的に、平成元年に熊本市制100周年記念人づくり基金を創設し、平成3年より援助を開始しました。環境、社会福祉や文化などそれぞれの目指す分野から、社会に貢献しようという熱意にあふれる人を募集し、研修を受けるために必要な費用などを支援しています。

<対象者>

- ① 社会の各分野での活動の実績があり、かつ、② 指導的役割を果たす見込みがあると認められる人が対象です。

次に掲げる区分に応じた要件を満たす人（市税を滞納していない人に限る）

- 1 個人：熊本市内に住所を有すること
- 2 団体：熊本市内に本拠地又は事務所があること

① 「社会の各分野での活動の実績」とは

専門とする分野における経験期間、資格、賞歴、学歴、大会出場歴、社会貢献などの実績が客観的に認められることを指します。

したがって、次のような場合は援助の対象となりません。

- ・その分野について初めて学ぶ（または経験期間が短い）場合
- ・専門とする分野での資格、賞歴、学歴、大会出場歴、社会貢献などの実績が客観的に認められない場合

② 「指導的役割を果たす見込み」とは

申請者が将来の熊本市の指導者（リーダー）となり、自らが後進の指導育成の役割を果たす人材となる見込みを指します。

したがって、次のような場合は援助の対象となりません。

- ・研修等の目的が、単なる資格取得や自己実現にとどまる場合
- ・研修等の内容が、短期間または小規模であるなど、人材育成に著しく貢献することが期待されない場合

＜援助の内容＞

1 海外研修援助

海外の優れた知識若しくは技術の習得又は国際交流への貢献に対して援助します。

※留学、研修等の援助期間は1年以内です。

＜要件＞

- (1) 留学、国際会議、研修等の内容、日程が具体的に定められ、相手方の対応が文書等で確認できること。
- (2) 国際交流事業にあっては、その内容が具体的に定められ、国際交流に著しく貢献することが期待されること。

2 国内研修援助

社会の各分野で、知識又は技術を習得するため、国内で行われる研修、研究、講演会等への参加又は研修等の実施に対して援助します。

※研修等の援助期間は1年以内です。

※熊本県内での研修は、原則、援助対象となりません。

＜要件＞

- (1) 上記の内容、日程が具体的に定められ、相手方の対応が文書等で確認できること。
- (2) 実施しようとする研修等の内容及び構想が、具体的に定められ、文書等で確認できること。また、人材育成に著しく貢献することが期待されるものであること。

◎これまでに支援した研修などの例

- 環境：ヨーロッパの歴史的環境や町並みの保護政策に関する研修
環境教育のネットワーク作りと指導者育成のための研修
- 社会福祉：出産・子育て支援についての研修やワークショップの受講
言語障がいを持つ子どもの指導法や理論についての研究
- 文化：アメリカ・ヨーロッパ各地での音楽（声楽・器楽等）やバレエなどの研修
国内各地での伝統芸能（邦楽器・舞踊等）技術の習得
- その他：欧州大学院大学での住民自治等に関する研修
ファッションデザイン基礎及び実践技術の習得

3 その他の援助

援助することにより、社会の各分野において指導的役割を果たすべき、国際感覚を備えた創造性豊かな人材の育成が期待されるものに対して援助します。

4 褒賞

褒賞することにより、将来にわたって更なる活動が期待される人に対して、顕彰します。

<要件>

(1) 全国大会レベル以上の大会において、最高位の賞を受賞した人。

※全国大会とは、予選参加者含む総参加者数が100人以上（団体の場合100組）で、過去10年以上継続し、その実績が全国的に認められている全国規模の大会のこと。ただし、スポーツ分野については対象外。

(2) その他、褒賞することで本市のイメージアップに貢献するような活躍が期待される人

<援助金額>

- | | | | |
|---|-------|-----------|---------|
| 1 | 海外研修 | 研修費用 | 100万円限度 |
| | | 旅費の3分の1の額 | 10万円限度 |
| 2 | 国内研修 | 研修費用 | 100万円限度 |
| | | 旅費の3分の1の額 | 10万円限度 |
| 3 | その他援助 | | 50万円限度 |
| 4 | 褒賞 | | 30万円限度 |

※本補助事業は、熊本市平成31年度予算の概算要求の内容に基づき募集を行うものです。このため、今後の予算成立状況等によっては、本募集案内の内容について変更が生じる（援助を中止又は上限額の変更など）場合がありますので、あらかじめ御了承の上、応募してください。

※補助金交付決定後に、補助事業の内容に変更が生じた場合は、補助金額が減額になることがあります。

注：次に該当する場合は対象となりません。

- ① 他の助成制度からの助成等を受けている場合
- ② 高校卒業後の国内外の大学進学
- ③ 語学研修にかかる費用
- ④ 申請時、既に開始している事業
- ⑤ 学術研究など、大学内で研究費として予算化されることが適当であるもの
- ⑥ 職場研修の一環として行われる研修会参加等
- ⑦ 人づくり基金の援助を受けた者が、更に援助申請する場合（ただし、その後の活動又は業績が特に優れた実績のある人は除く。）
- ⑧ その他人づくり基金選定委員会が援助にふさわしくないと認めるもの

<対象となる経費>

援助の対象となる経費は、研修等にかかる研修費及び旅費のみとし、宿泊費や生活費等は除きます。以下をご参照ください。

1 研修費

授業料・研修会参加費・個人指導代・文献購入費・道具使用料・材料費・その他研修に直接必要と認められるもの。

2 旅費

(1) 海外研修にかかる旅費

出発する空港から、研修先の直近の国際空港までのエコノミークラスの往復航空運賃

- ・自宅から空港まで、空港から研修先までの旅費は対象外です。

(2) 国内研修にかかる旅費

熊本駅、熊本空港又は熊本交通センターを起点とした最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の往復の運賃

- ・航空機、鉄道又はバスを使用する場合の往復区間最安値となる運賃を適用します。
- ・上記以外の交通機関（自家用車又はタクシー等）に関する旅費は対象外です。

<申込受付期間>

- 1 **前期（4月～9月に開始する研修等を対象）**
12月3日～2月15日まで〔文化振興課窓口必着〕
※土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 2 **後期（概ね10月～翌3月に開始する研修等を対象）**
5月1日～7月12日まで〔文化振興課窓口必着〕
※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

<援助申込書の配布>

事前に文化振興課窓口またはお電話でご相談ください。援助申込書は、事前相談後にお渡しします。

<援助申込書の提出方法>

援助申込書及び必要書類を、原則として持参により文化振興課（市庁舎8階）へ提出してください。

持参できない場合は、郵送でも受け付けます。

<提出先>

〒860-8601 熊本市文化振興課（住所記載不要）

【提出書類】

- (1) 援助申込書
- (2) 研修先の受入証明書（通知書等）
- (3) 研修費用を証明できる書類
- (4) 推薦書
※申込者を紹介する推薦文書（推薦者署名・捺印付き）
- (5) 住民票抄本（又は自動車運転免許証の写し）
- (6) 証明写真
- (7) 市税滞納有無調査承諾書
- (8) 渡航費用の見積書（海外研修のみ）
※各種割引等を利用し、可能な限り安価なもの
- (9) 上記2.3.4.8の日本語訳文（外国語で記載されている場合のみ）

※応募書類の内容等について、文化振興課から問い合わせることがありますので、応募書類の写しを一式保管してください。なお、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

＜援助決定とその後の手順＞

1 援助の決定

援助対象者および援助金額は、人づくり基金選定委員会による審査を経て市長が決定し、その結果を申込者に通知します。

2 援助決定書交付式

援助が決定した者（以下、被援助者という。）に対し、援助決定書を交付します。交付式を開催しますので、被援助者は出席をお願いします。

3 補助金交付申請書の提出

被援助者は、速やかに補助金交付申請書を提出してください。補助金交付申請書の受理後、補助金の交付決定を行い、被援助者へ通知します。

4 事業実績報告書等の提出

事業終了後、研修費・旅費の領収書及び研修の様子や内容の分かる写真を添えて、実績報告書及び事業決算書を提出してください。

年度を越えて援助事業を継続しようとするときは、中間報告も必要になります。

【研修費及び旅費の精算について】

利用者氏名、利用日及び利用内容等が記載された領収書を提出してください。

（他の書類で事実の確認ができる場合は、領収書に代えて提出することができます。）

予定の費用に満たなかった場合は、補助金額を減額します。（概算交付を受けている場合は、返金していただきます。）

なお、予定の費用を超えた場合の追給はありません。

以上をもとに、補助金を確定し、補助金の確定通知を送付します。

5 研修・活動状況報告等

被援助者は、研修終了後には、研修内容ならびに今後の取り組みについて、報告会出席や広報へのご協力をお願いします。

申込書（予算書）記入例

	項 目	予算額（円）	積 算 基 礎
収 入	人づくり基金	276,000 円	援助希望額
	自己資金	24,000 円	
	合 計	300,000 円	(注) 支出欄の合計額と一致させて下さい
支 出	項 目	予算額（円）	積 算 基 礎
	研修費	150,000 円	①研修先 A 月額 15,000 円×6 ヶ月 ②研修先 B 月額 20,000 円×3 ヶ月
	指定教科書代	6,000 円	3,000 円×2 冊 「〇〇の理論」、「△△資料集」
	旅費 (熊本—東京)	120,000 円	往路 10,000 円×6 回 復路 10,000 円×6 回
	旅費・タクシー代 (空港—研修先)	24,000 円	往復 4,000 円×6 回 ※ 海外研修の場合、旅費の見積書を添付して下さい。
合 計	300,000 円	(注) 収入欄の合計額と一致させて下さい	

各研修先の
研修費内訳
を記載

指定教科書
等がある場合、書籍名
を記載

往復区間最安値の運賃
※各種割引又は回数券等を使用

備 考 欄	
-------	--